

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市温泉入浴送迎支援事業
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	利用者の利便性及び市民の入浴の機会を向上させるため、市の温泉施設を運営している事業者が行う送迎活動に係る経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	市から温泉施設を借受けて、その管理運営を行う者
補助対象経費	送迎に係る賃金、燃料費、印刷製本費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限：補助対象経費の5分の3以内（市長が定める予算の範囲内）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	3/5
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 温泉施設の存続は市民の健康増進に資するものであるが、各運営団体の財政状況は脆弱なものであり、費用負担を増加させることは施設維持に支障を来すため、1/2を超えて補助する。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	運行回数（H30年度 306回） ○目標に対する費用対効果（計算式） 乗車人数 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象者に直接案内する
事業担当 （担当部署） （電話番号）	市民生活課 温泉施設係 0259-63-3115